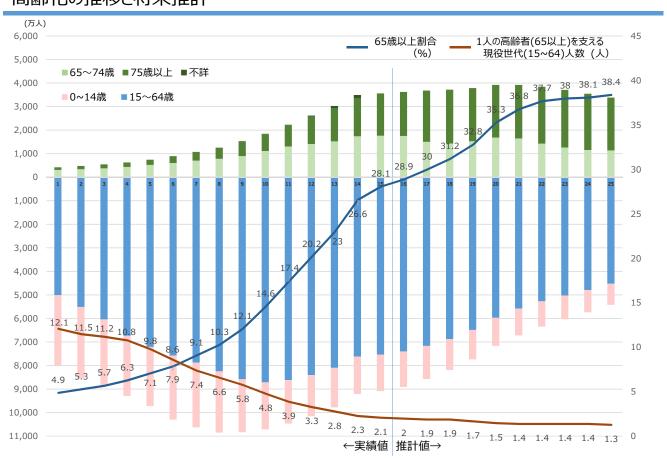
ビジョン実現に向けた日本薬剤師会の取組み

令和元年度かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会

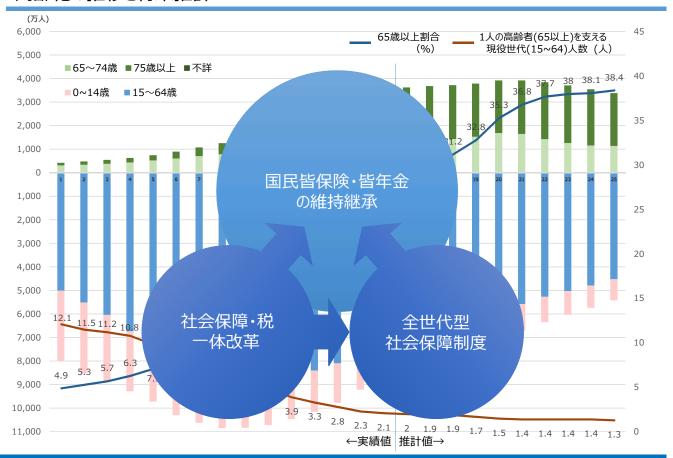
2020年2月3日厚生労働省



高齢化の推移と将来推計

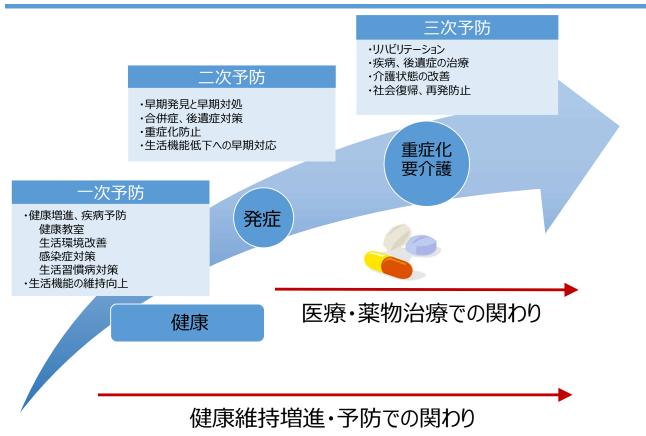


高齢化の推移と将来推計



内閣府令和元年版高齢社会白書 https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/s1_1_1.html

2025年・2040年に向けて 地域で求められる薬剤師・薬局の役割



適切な医薬品の **適正供給**ができる 体制の確保

患者の服薬情報を一元的・ 継続的に把握

国民自らによる 疾病予防 健康管理の推進

セルフメディケーションの支援 健康サポート機能を持った薬局 地域住民に対するOTC医薬 品の適切な提供 医薬品 適正使用 のための各種方策

残薬解消 ポリファーマシーの抑制 後発医薬品の使用促進

国民皆保険の堅持

国民が安心して最良の医療 を受けられる環境の確保 地域包括 ケアシステム の構築

多職種連携 チーム医療への貢献 医師の働き方改革の実現の ための連携

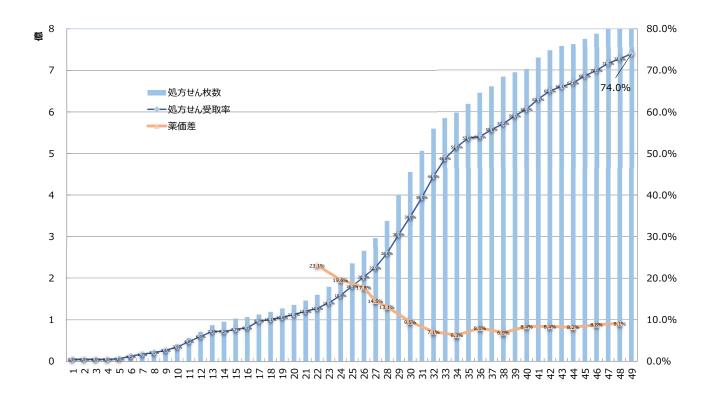


経済財政運営と改革の基本方針2019~「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦~

予防・重症化予防・健康づくりの推進や医療・介護サービスの改革を通じて、人生100年時代に対応した全世代型社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険制度の維持と次世代への継承を目指す

- かかりつけ機能の在り方の検討等を行いつつ、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や、対物業務から対人業務への構造的な転換の推進
- 高齢者への多剤投与対策等も含めた適正な処方の在り方について検討
- 一般用医薬品等の普及などによりセルフメディケーションを進めていく中で、健康 サポート薬局についても、その効果を検証しつつ取組を進める

•



日本薬剤師会の取り組み

薬剤師に向けた取り組み

生涯学習の充実・学術活動の推進

- JPALS
- 薬学5団体生涯学習達成度確認試験
- 学術大会
- 研究活動の促進と研究倫理に関する研修
- 倫理審査体制整備
- ・かかりつけ機能強化のためのシラバスの作成
- ・薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能 強化事業・次世代薬剤師指導者研修会
- 一般用医薬品適正使用のための研修
- 学校薬剤師向け研修事業
- 各種学会、他国薬剤師会との連携

•

修事業

薬局に向けた取り組み

- 医療安全管理体制の整備・充実
- 医療のICT化に関する事業
 - ・電子お薬手帳
 - 薬剤師資格証
- 健康サポート薬局の推進
- 薬剤の計画的試験検査
- 登録販売者研修

.

国民に向けた取り組み

- ・薬と健康の週間 啓発事業
- ・薬と健康の週間 患者調査
- 学校薬剤師
- 自殺予防・薬物乱用防止啓発活動
- アンチドーピング活動
- かかりつけ薬剤師・薬局機能調査・検討事業
- 要指導・一般用医薬品 販売制度の普及・啓発
- 薬局製造販売医薬品の普及・啓発
- DEM
- 健康サポート薬局の周知
- 災害への対応
- 医薬分業のエビデンス作成
- •

社会・制度への対応

- 医療計画等各種計画への対応
- 医療保険制度への対応
- がん・認知症に対する施策への対応
- ・健康日本21、健やか親子21への対応
- ・ オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤への対応
- ・薬機法改正への対応
- •

8

平成29年度

次世代薬剤師指導者研修会

- 薬薬連携
- 災害時対応
- 臨床検査値を活用した 薬学管理
- ポリファーマシー対策

事後課題

薬薬連携・他職種連携の推進 チーム医療の実践につながる研修 の立案



平成30年度

研修シラバスの作成

次世代薬剤師指導者研修会

- 薬機法改正の背景
- AMR対策
- 薬学的管理の手法と患者アプ
- 地域での研修会開催に向けて 「高血圧」
- 業務・会事業のエビデンス化

事後課題

薬剤師会事業の研究計画書作成



令和元年度

全国会議

- 研修シラバスの活用
- 薬剤師会事業のエビデンス化

次世代薬剤師指導者研修会

- 性と避妊
- 患者情報の継続的把握と 薬学的知見に基づく指導
- 地域での研修会開催に向けて 「生活習慣病における継続的 な薬学管理
 - (高血圧/糖尿病)」
- 地域での研修会開催に向けて 「がんの薬物療法における薬剤 師のかかわりし
- 薬薬連携の実例

事後課題

薬薬連携の実例調査報告

出席者:薬剤師110~120名 ※地域包括ケアシステムの実現(2025年目途)を見据えて、地域の指導者になりうる原則40歳代までの薬剤師。 ① 都道府県薬剤師会派遣(原則、薬局薬剤師・病院薬剤師から1名ずつ、計2名) ② 一般募集若干名

薬剤師に向けた取り組み -薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス -

I 倫理・社会資源の活用 1 かかりつけ薬剤師の倫理 2 患者安全 3 医療・福祉の仕組み 4 カウンセリングスキル 5 エビデンスの創出 II 医療薬学的知識と技能 1 薬理学と最近の進歩 2 製剤学と最近の進歩 3 薬物動態学・薬力学における最近の動向 4 小児、高齢者、妊婦·授乳婦 検査値の把握 6 薬学的観察・評価 7 薬物療法の提案と実践 8 副作用対策 9 ハイリスク薬 10 牛薬・漢方薬 11 感染対策 12 栄養管理 13 セルフケア支援 14 文献評価、医薬品情報の活用 15 統計データの理解と活用 16 薬学的知見に基づく記録 III 疾病特性に基づく 薬学的管理・指導の知識と技能 1 循環器系 7 精神·神経系 2 消化器系 8 皮膚・感覚器系 3 内分泌系 9 骨格·筋肉系 4 泌尿器系 10 免疫系 5 生殖器系 11 悪性腫瘍 6 呼吸器系 12 感染症





https://www.nichiyaku.or.jp/activities/investigation/report05.html

患者のための薬局ビジョンの実現



薬剤師

- ・かかりつけ機能の強化
- ・専門性の向上
- ・薬薬連携・他職種連携の推進

都道府県薬剤師会 地域薬剤師会

- ・研修の計画・実施
- ・地域でのスキーム構築

日本薬剤師会

- ・研修方針・シラバスの作成・公表
- •情報提供

11

国民に向けた取り組み-啓発活動-









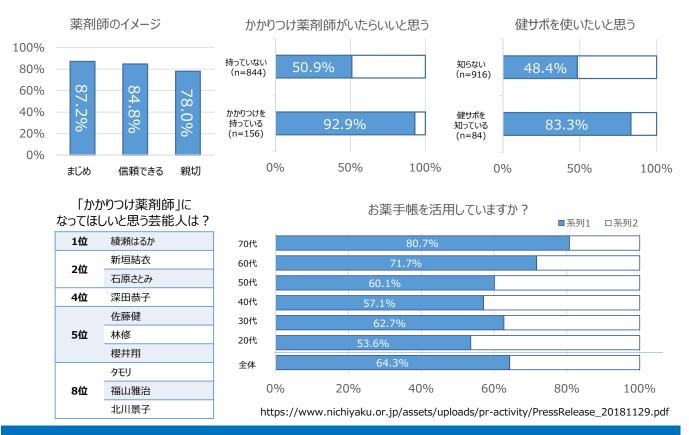




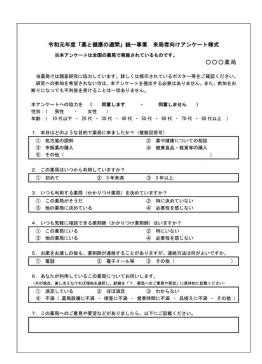


国民に向けた取り組み - 健康サポートと薬剤師に関する意識調査・

2018年9月5日~9月6日の2日間、全国の20歳~79歳の男女を対象に「健康サポートと薬剤師に関する意識調査」を実施し、1,000名の有効サンプルを集計



国民に向けた取り組み -薬と健康の週間 患者調査・薬局機能情報提供制度 -



薬局機能情報提供制度 提供サービスや地域連携体制に関する事項

-. 業務内容、提供サービス

認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づい

KPI関連項目

て認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

薬局の業務内容

無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否

一包化薬に係る調剤の実施の可否 麻薬に係る調剤の実施の可否

浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

薬局製剤実施の可否

vi. 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否 vii. 薬剤服用歴管理の実施

イ薬剤服用歴管理の実施の有無

□電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無 viii. 薬剤情報を記載するための手帳の交付 イ薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

□薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

地域医療連携体制

医療連携の有無

プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組みの有無

プロトコルに基づいた薬物治療管理(PBPM)の取組の有無

地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無 退院時の情報を共有する体制の有無

受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

地域住民への啓発活動への参加の有無

医療安全対策の実施

副作用等に係る報告の実施件数

医療安全対策に係る事業への参加の有無

情報開示の体制

症例を検討するための会議等の開催の有無

処方せんを応需した者(以下この表において「患者」という。) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をはじめとした地域 の関係者から構成される会議体をいう。)その他地域包括ケアシステムのための会議に参加した 回数

患者の服薬情報等を医療機関に提供した回数

患者満足度の調査

患者満足度の調査の実施の有無

患者満足度の調査結果の提供の有無

薬剤を使用した患者に発現したイベントを薬剤師の視点で把握し、それを収集・解析

年度	内容	報告件数	報告薬局数(割合)
H14	抗アレルギー剤の「眠気」の発現頻度調査	94,256	(推定25%)
H15	A - II 受容体拮抗剤の「咳」の発現頻度調査	104,019	12,058(24.1%)
H16	プロトンポンプ阻害薬の「味覚異常」の調査	76,301	12,511(25.5%)
H17	HMG-CoA還元酵素阻害薬による症状発現の調査	181,603	10,330(20.8%)
H18	カルシウム拮抗薬によるイベント発現の調査	246,369	10,134(20.1%)
H19	ビスホスホネート製剤によるイベント発現の調査	65,384	9,924(19.4%)
H20	超短時間型睡眠導入剤のイベント発現等の調査	52,980	9,513(18.3%)
H21	吸入ステロイドのイベント発現等の調査	22,656	8,207(15.6%)
H22	SU剤による低血糖のイベント発現の調査	55,966	9,408(17.7%)
H23	DPP-4阻害薬のイベント発現の調査	45,649	9,486(17.3%)
H24	抗血栓薬のイベント発現の調査	107,463	9,236(16.6%)
H25	頻尿・過活動膀胱治療薬のイベント発現の調査	24,679	7,942(13.9%)
H27	SGLT 2 阻害薬のイベント発現の調査	6,939	7,680(13.1%)
H28	NSAIDs等の皮膚用外用剤(15成分)によるイベント発現等の調査	101,600	8,115(13.9%)
H29	長期投薬が可能になった薬のイベント発現の調査(12品目)	157,621	6,813(11.5%)
H30	長期投薬が可能になった薬のイベント発現の調査(11品目)		集計中
R1	長期投薬が可能になった薬のイベント発現の調査(10品目)		

令和元年度 DEM報告 各都道府県薬剤師会Webサイトから報告 期間:2020年2月1日~2月29日、

国民に向けた取り組み - 医薬分業のエビデンス -

- 薬剤師業務·薬剤師会事業
- →社会的認知・評価につなげるためのエビデンス化

次世代薬剤師指導者研修会(H31.2.11)

日本薬剤師会(平成30年度厚生労働省薬剤師生涯教育推進事業) 主催

都道府県推薦40代までの次期指導者各県2名 参加者

計96名

及び一般参加者

過去の事例をもとにエビデンス化の重要性を理解する。

・薬剤師業務と臨床研究との関連を理解する。

•エビデンス化に向けて研究計画を作成する手法を理解する。 • 各地域での薬剤師業務のエビデンス化に向けた研究計画を立案できる

講義6 臨床疫学研究の進め方-薬局薬剤師業務のエビデンス化に向けて-講義7都道府県薬剤師会事業の論文化への取り組み

講義8薬局薬剤師による介入研究の取り組み 演題

講義9 研究計画書作成と倫理審査-研究を開始するにあたっての心構え-WS 都道府県薬剤師会事業のエビデンス化へ向けた研究計画の作成研究 -マ「HbA1c 検体測定事業による薬局での健康サポート効果の検証」



ねらい





事後課題 都道府県薬剤師会で過去に実施した事業を題材とした研究計画書の作成

薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国会議(R1.9.1)

主催 日本薬剤師会(令和元年度厚生労働省薬剤師生涯教育推進事業)

• 都道府県薬剤師会役員(副会長等) 参加者

• 医薬分業対策担当役員、生涯学習担当役員 各県3名

・次世代指導者研修会の展開、活用を図るための全国担当者会議 ねらい

演題 講演「都道府県薬剤師会事業の論文化への取り組み」 第72卷 第1号 6柜2年1月1日

日薬学術大会・各種学会で発表される方へ

研究を始める前に対象となる研究は 倫理審査を受けましょう!

研究倫理や倫理的配慮をご存知でしょうか 対関係が自由的処理なられてしまうか? 最高的が1分割を一個党名、人を対象とする研究(世界アンケートなど)に該当する場合には後程事務を 受ける必要があります。日本専用総合合権人会では、今相からの第2回人会(加口財)より、一般制理(口 関係を受けているかどうかの構造を行っています。後期を在か 必要であるにもかかわらず、基本を受けているい研究については、免疫がさません。 なお、他理事会か不受な傾倒的でも、変配機 人物なの相かまとなった。

人情報を利用する場合など。個人情報保護法に関っ た対応が必要となりますので、ご指章ください。

◆日要ホームページ「研究倫理」ページへのアクセス方法 「日本審削額会の法験」→「研究倫理」 | 日本業務的会の運動| → (研究後型) 「研究機型」の一ジでは「人を特象とも取や系 研究に関する企業指針) 及びガイダンス等。研究を 始める音に必ず当成かいたださい。資料を規則して います。をお、ガイダンスで変めれている意列。 研究の実施当には、研究機能に関する研修を受ける 必要があります。人を対象とすのアンケート総称や 研究を考えている方は、研究計画を立てる情に、ま ずは研究倫理や倫理的配表についての研修を受け、 倫理事責が必要な研究かどうか確認しましょう。 ○ 日本日本を支ぐ時代かどうが構造しましてり、今会が提供する「生涯学者支援システム」PALS」で様 支援機工場すると・ラーニングロンテンクを配合中です。コンテンフを受請性、帰毎停了盃の発行(ダウンロード形式)が可能ですので、基本ご請用ください。



倫理審査対象研究フローチャート

JPALS URL: https://www.jpals.jp/ ●本会会員の方はIPALSへのご登録(作料)により、無料でコンテンツをご問題いただけます。 ・報の方は、PALSにご登録後、シスナ人利用 料1000円/年(展別・そお支払いの上、1コンテンツあたり50円(展別)をお支払いかただく必要がございます。



倫理審査に関するご相談や審査申請は、ご所属の都適府県業剤師会, 近隣の大学や病院等までお願いいたします。

(35)

• 一般用医薬品等に関する普及啓発のための動画作成



①お薬はどうやって選んでいますか?

服用、使用するのは本人か?



.0.

相談者の基礎情報として聞きます。 <a>③
③お薬の購入の際に薬剤師がお尋ねします!



④お薬を購入した後も薬剤師に相談しよう!

YouTube「動画チャンネル日本薬剤師会」

17

薬局に向けた取り組み - 健康サポート薬局 -



都道府県	健サポ 薬局数 (R1末)	JPEC修了証 発行数 (R1末)	薬剤師会 会員数 (H30/10末)	比率
全国	1797	10492	104667	10.0%
北海道	81	494	4762	10.4%
青森	19	143	1486	9.6%
岩手	12	91	1746	5.2%
宮城	21	151	1575	9.6%
秋田	28	66	1620	4.1%
山形	14	104	1199	8.7%
福島	47	168	1378	12.2%
茨城	64	219	1918	11.4%
栃木	25	215	1230	17.5%
群馬	28	104	1300	8.0%
埼玉	97	259	2659	9.7%
千葉	66	181	2908	6.2%
東京	195	851	7087	12.0%
神奈川	106	539	3945	13.7%
新潟	41	207	1853	11.2%

都道府県	健サポ 薬局数 (R1末)	JPEC修了証 発行数 (R1末)	薬剤師会 会員数 (H30/10末)	比率
富山	15	122	974	12.5%
石川	26	166	791	21.0%
福井	8	99	563	17.6%
山梨	11	86	821	10.5%
長野	34	280	2218	12.6%
岐阜	23	128	1465	8.7%
静岡	37	317	2504	12.7%
愛知	51	273	4214	6.5%
三重	29	170	1645	10.3%
滋賀	17	166	1130	14.7%
京都	19	253	3512	7.2%
大阪	184	1072	8084	13.3%
兵庫	33	577	8452	6.8%
奈良	12	195	1118	17.4%
和歌山	41	127	947	13.4%
息取	6	79	831	9.5%

都道府県	健サポ 薬局数 (R1末)	JPEC修了証 発行数 (R1末)	薬剤師会 会員数 (H30/10末)	比率
島根	9	87	1027	8.5%
岡山	39	207	2084	9.9%
広島	46	235	2994	7.8%
山口	27	154	2619	5.9%
徳島	22	169	896	18.9%
香川	24	154	1404	11.0%
愛媛	18	77	1650	4.7%
高知	9	92	900	10.2%
福岡	73	342	4459	7.7%
佐賀	9	93	984	9.5%
長崎	30	137	1466	9.3%
熊本	39	133	2127	6.3%
大分	25	151	1519	9.9%
宮崎	11	78	1494	5.2%
鹿児島	19	425	1901	22.4%
ht/	7	56	1208	4 60%

2013 (H25	3 5)	2 (I	2014 H26)		2 (I	201 H27	5 7)			20 (H	16 28)			017 129)			20 (H	18 30)		(H	20 131	19 ·R1)	
規制改革実施計画(一般用医薬品ネット販売)	薬事法等改正法公布		薬機法施行		制改革会議公開ディスカッシン	3 欠答申→見則欠革実施十一(公道規則倹付)	かかりつけ薬剤師の受割	患者のための薬局ビジョン		4次答申→規制改革実施計画 (薬剤師不在時)	留意事項通知一部改正(公道規制撤廃)	健康サポート薬局スタート	推進1次答申→規制改革実施計画(145处方)	===	行政事業レビュー(院内外価格差・基本料)	規制改革公開ディスカッション(「気通貫)	規制改革実施計画(OL服薬指導・電子処方箋)法	未来投資戦略2018 (EHR·PHR·OL指導) 近	財政制度審議会建議(調剤報酬の改革)検討	薬機法改正法案審議	成長戦略FU(健康寿命延伸・SM推進・遠隔指導)	薬機法等改正法公布	
		技行 の3 調済	骨太201 術料・管理 妥当性検 剤から管理 への転換	里料 討	薬革役	骨太2 局全位 ・包括 割検i 評価i	本の己 かア参 正	女 画		かかり 師によ 継続6	太201 つけ薬 る一ヵ 的把握 の検証	剤 元的	患	大20 香本位の ・ 業に向 州の見 で から対	D医 可けた 回し		OL服 SM推 ポ促込	太201 薬指導 進、健 進、地 調発揮	算 建サ 域で		全世化 SM健 かかり	太2019 代型保障 サポ推進 つけ普及 科検証	
		26 改 定			芝歴 記載				28 改定			f	方箋			30 改定				未記載 & 改竄 ·			R2 改 定

-

社会・制度への対応 -薬機法改正に関して必要と思われる事項 -

薬局機能

薬局機能の明確化

薬局が備えるべき役割・機能について、法律上、改めて明確化する。

その上で、地域住民が薬局を適切に選択できるよう、各薬局が有する機能の表示方法や表示できる機能分類を明確化する。

ガバナンス

多店舗展開を行っている薬局におけるガバナンスの確保

薬局開設者・管理者の更なる責任の明確化や罰則等の整備。

法律上明確になっていない中間的統括者等の位置付けやその責任等についても整理する(開設法人への罰則規定の明確化等)。

アクセス

地域医薬品供給体制確保計画(仮称)の整備

地域住民の医薬品へのアクセスを確保するため、地域ごとに「医薬品供給体制確保計画」(仮称)を策定、整備する。

服薬期間中フォロー

服薬期間中を含めた対人中心業務の必要性の明確化

薬剤の交付時だけでなく、服薬期間中を含めた薬剤師による対人業務の必要性を、法律上、明確化する。

服用記録

患者・地域住民が使用した全ての医薬品の服用記録の保存

患者・地域住民の医薬品の服用記録の必要性について、法律上、明確化する。

「地域連携薬局」

- 患者に配慮した構造設備
 - プライバシーに配慮した構造設備
- 医療提供施設との情報共有
 - 入院時の持参薬情報の医療機関への提供
 - 医師、看護師、ケアマネージャー等との打合せへ の参加
- 業務を行う体制
 - 福祉、介護等を含む地域包括ケアに関する研修 を受けた薬剤師の配置
 - 夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体 制の構築・参画
- 在宅医療への対応
 - 麻薬調剤、無菌調剤を含む在宅医療に必要な 薬剤の調剤
 - 在宅への訪問

「専門医療機関連携薬局」

- 患者に配慮した構造設備
 - プライバシーに配慮した構造設備
- 医療提供施設との情報共有
 - 地域連携薬局と同様の要件に加え、
 - 専門医療機関の医師、薬剤師等との治療方 針等の共有
 - 専門医療機関等との合同研修の実施
 - 患者が利用する地域連携薬局等との服薬情 報の共有
- 業務を行う体制
 - 学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

「薬局」

旧「薬局とは」 薬剤師が販売または授与の目的で調

利の業務を行う場所 (医薬品の販売業を**併せ行う場合**は それに必要な場所を含む)

薬剤師が販売または 授与の目的で調剤 の業務を行う場所

並びに

薬剤及び医薬品の適正 な使用に必要な情報の 提供及び薬学的知見に 基づく指導の業務を行う

医薬品の販売業に 必要な場所を含む

継続的な服薬状況の把握と薬学的知見に基づく指導の義務の法制化

法 制

- 薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把 握や服薬指導を行う義務
- 薬局薬剤師が、患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の 医師等に提供する努力義務

薬剤師(薬剤師法25条の2)

薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務 (情報の提供及び指導)

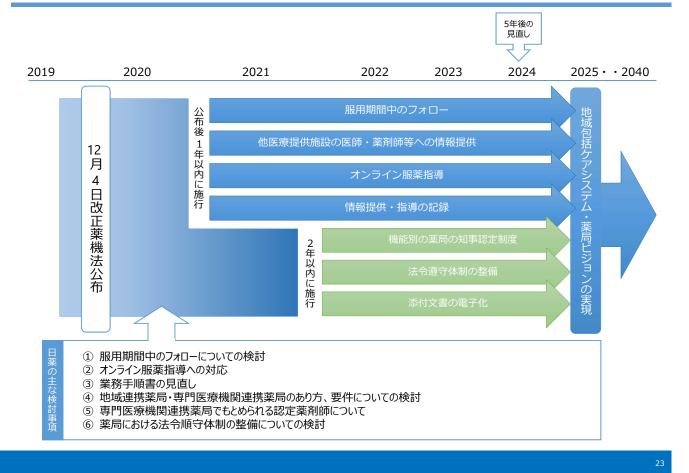
- 第二十五条の二 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその 看護に当たつている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。
- 2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤師の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬 **剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、**患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、 及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

薬局薬剤師 (第1条の5 医薬関係者の責務)

患者の薬剤等の使用に関する情報を他の医療提供施設の医師等に提供する努力義務を課す

薬局開設者(第9条の3 第36条の4 医薬品に関する情報提供及び指導等)

薬局薬剤師に調剤時・販売時に限らず、薬剤の適正な使用のため必要がある場合には、継続的かつ的確な服薬状況の把握及 び服薬指導を行わせる義務を課す



薬局の独立性

保険薬局の構造上の独立性の確保について

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)(抜粋)

(健康保険事業の健全な運営の確保)

- 第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。
 - 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
 - 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損な うことのないよう努めなければならない。
- <u>医薬分業とは</u>、医師が患者に処方箋を交付し、薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行い、<u>医師と薬剤師</u> がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図るもの。
- そのためには、<u>薬剤師は処方医とは独立した立場で患者に対する薬学的管理を行うことが必要</u>であること から、保険医療機関と保険薬局の経営が一体的になっていてはならないこととしている。
- また、保険薬局と保険医療機関との間に構造上の独立性が確保されていない場合、そのような保険薬局は構造的に一体となっている保険医療機関を受診した患者に対する調剤を行うことが想定されるが、そうなれば、たとえ両者の経営者が形式的に異なっているとしても、実質的には経営上の一体性を有することとなる。
- 〇 このため、健康保険事業の健全な運営を確保する観点から、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則により、経営上の独立性に加えて、保険薬局は保険医療機関からの構造上の独立性の確保も求めている。

13

薬剤師行動規範 昭和43年8月26日 素剤師倫理規定制定 平成9年10月24日 素剤師倫理規定改定 中成9年10月24日 素剤師「働規機制定 中成38年1月1日 素剤師「働規機制定

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手と して、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を 担っている。この責務の根底には生命への畏敬に基づく倫理が存在し、さ らに、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察 に至るまでの業務に関わる、確固たる薬 (やく) の倫理が求められる。

薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて 社会に対する責任を全うするために、薬剤師と国民、医療・介護 関係者 及び社会との関係を明示し、ここに薬剤師行動規範を制定する。

1. 任務

薬剤師は、個人の生命、尊厳及び権利を尊重し、医薬品の供給その 他薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及 び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

2. 最善努力義務

薬剤師は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって 保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最 善を尽くす。

3. 法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

4. 品位及び信用の維持と向上

5. 守秘義務

薬剤師は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理 由なく漏洩し、又は利用してはならない。

6. 患者の自己決定権の尊重

薬剤師は、患者の尊厳と自主性に敬意を払うことによって、その知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

7. 差別の排除

薬剤師は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等 によって個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応

8. 生涯研鑽

薬剤師は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう 研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努め

9. 学術発展への寄与

薬剤師は、研究や職能の実践を通じて、専門的知識、技術及び社会 知の創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。

10. 職能の基準の継続的な実践と向上

薬剤師は、薬剤師が果たすべき業務の職能基準を科学的原則や社会 制度に基づいて定め、実践、管理、教育及び研究等を通じてその向上

11. 多職種間の連携と協働

罗帆福間(ソ)全功を、回り 薬剤師は、広範にわたる業務を担う薬剤師間の相互協調に努めると ともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保

本来制かいは、「和がほないが主性等の確保 薬剤師は、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況 の経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に 努め、また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ十分な 情報提供及び指導を行う。

13. 医療及び介護提供体制への貢献

薬剤師は、予防、医療及び介護の各局面において、薬剤師の職能を 十分に発揮し、地域や社会が求める医療及び介護提供体制の適正な推

14. 国民の主体的な健康管理への支援

薬剤師は、国民が自分自身の健康に責任を持ち、個人の意思又は判 断のもとに健康を維持、管理するセルフケアを積極的に支援する。

15. 医療資源の公正な配分

薬剤師は、利用可能な医療資源に限りがあることや公正性の原則を 常に考慮し、個人及び社会に最良の医療を提供する。